

乙第1号議案から
乙第15号議案まで
認定第1号から
認定第4号まで

令和5年第3回沖縄県議会(定例会)議案 (その3)

令和5年9月26日提出

沖 縄 県

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | ページ |
|---------|----------------------------------|-----|
| 乙第1号議案 | 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 乙第2号議案 | 沖縄県ふるさと寄附金基金条例 | 2 |
| 乙第3号議案 | 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 乙第4号議案 | 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 乙第5号議案 | 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 乙第6号議案 | 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について | 12 |
| 乙第7号議案 | 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について | 21 |
| 乙第8号議案 | 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について | 22 |
| 乙第9号議案 | 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について | 23 |
| 乙第10号議案 | 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について | 25 |
| 乙第11号議案 | 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について | 26 |
| 乙第12号議案 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について | 27 |
| 乙第13号議案 | 那覇港管理組合理約の一部変更について | 29 |
| 乙第14号議案 | 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 30 |
| 乙第15号議案 | 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 31 |
| 認定第1号 | 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について | 32 |
| 認定第2号 | 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について | 33 |
| 認定第3号 | 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について | 34 |
| 認定第4号 | 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について | 35 |

乙第1号議案

沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第32条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、感染症のまん延を防止するための措置として特定新型インフルエンザ等対策が設けられたことに伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県ふるさと寄附金基金条例

(設置)

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業（これに類する事業を含む。）の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ふるさと寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

本県を応援する個人又は法人が行う寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業の費用の財源に充てるため、沖縄県ふるさと寄附金基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第3号議案

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3家畜人工授精師免許証再交付手数料の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------------------|--|-------------|
| 家畜人工授精所 開設許可証書換 え交付手数料 | 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項 の規定に基づく許可証の書換え交付 | 1件につき1,700円 |
| 家畜人工授精所 開設許可証再交 付手数料 | 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項 の規定に基づく許可証の再交付 | 1件につき1,700円 |

別表第3低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項ア中「住戸」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）」を加え、同項ウを同項エとし、同項イを同項ウとし、同項アの次に次のように加える。

イ 住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

- (ア) 1戸の場合 11,000円
- (イ) 1戸を超え5戸以下の場合 22,000円
- (ロ) 5戸を超え10戸以下の場合 33,000円
- (ハ) 10戸を超え25戸以下の場合 47,000円
- (ニ) 25戸を超え50戸以下の場合 72,000円
- (ホ) 50戸を超え100戸以下の場合 110,000円
- (ヘ) 100戸を超え200戸以下の場合 158,000円
- (ヘ) 200戸を超え300戸以下の場合 205,000円
- (ケ) 300戸を超える場合 229,000円

別表第3低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項ア中「住戸」の次に「（建築

物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ウを同項エとし、同項イを同項ウとし、同項アの次に次のように加える。

イ 住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- ア 1戸の場合 5,500円
- イ 1戸を超え5戸以下の場合 11,000円
- ロ 5戸を超え10戸以下の場合 16,500円
- ハ 10戸を超え25戸以下の場合 23,500円
- ニ 25戸を超え50戸以下の場合 36,000円
- ホ 50戸を超え100戸以下の場合 55,000円
- ヘ 100戸を超え200戸以下の場合 79,000円
- ヘ 200戸を超え300戸以下の場合 102,500円
- コ 300戸を超える場合 114,500円

別表第3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項ア(ウ)中「除く。）」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）」を加え、同項ア(エ)中「ものに限る。）」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）」を加え、同項ア(エ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- a 床面積が200平方メートル未満の場合 18,000円
- b 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項アに次のように加える。

ウ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとし

て申請する場合)

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項ア(ウ)中「除く。）」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ア(エ)中「ものに限る。）」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ア(エ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- a 床面積が200平方メートル未満の場合 9,000円
- b 床面積が200平方メートル以上の場合 9,500円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項アに次のように加える。

(ウ) 住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,500円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 49,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

別表第3 建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項ウ中「第1条第1項第2号イ

(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同項エ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項キ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項ウ中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同項エ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項キ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の徴収根拠を定めるほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正されたことに伴い低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和47年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

第5条の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に、「理由」を「事由」に改める。

第8条中「若しくは第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項」に改める。

別表第2第1項第4号イ中「を原水」を「原水」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第5条の見出し及び同条の改正規定（「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める部分を除く。）並びに別表第2第1項第4号イの改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

旅館業法の一部が改正され、事業を譲り受けた者が知事の承認を受けたときは新たに許可の取得を行うことなく営業者の地位を承継することとされたことに伴い、条例の規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

| | | | |
|-------------|----|--|---------------------|
| 水泳プール | 冷水 | 5月1日から9月30日まで (火曜日を除く。) | 午前9時から午後9時まで |
| | 温水 | 1月5日から4月30日まで 及び10月1日から12月27日 まで(火曜日を除く。) | |
| レクリエーションプール | | 5月1日から6月30日まで (土曜日、日曜日、祝日法第 3条に規定する休日及び慰 霊の日以外の日を除く。)及 び7月1日から9月30日ま で(火曜日を除く。) | 午前9時から午後6時30 分まで |

を

| | | | |
|-------|---------------|--|---------------------|
| 水泳プール | レクリエーションプール | 5月1日から6月30日まで (土曜日、日曜日、祝日法第 3条に規定する休日及び慰 霊の日以外の日を除く。)及 び7月1日から9月30日ま で(火曜日を除く。) | 午前9時から午後6時30 分まで |
| | レクリエーションプール以外 | 冷水による供用は5月1 日から9月30日までとし、 温水による供用は1月5日 から4月30日まで及び10月 1日から12月27日までとす る(火曜日を除く。) | 午前9時から午後9時ま で |

に、

キャンプ場

午前9時から午後9時まで

を

キャンプ場

| | |
|-----|-----------------|
| 泊り | 午前9時から翌日の午後9時まで |
| 日帰り | 午前9時から午後9時まで |

に改

める。

別表第6第1項第4号中

| | | | |
|--|-------|------|------|
| | 児童・生徒 | 190円 | 230円 |
|--|-------|------|------|

を

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| | 児童・生徒 | 190円 | 230円 |
| 会議室 | | 460円 | 530円 |

に改

め、同項第10号中

| | |
|-----|---------------|
| 日帰り | 1区画につき 1,010円 |
|-----|---------------|

を

| | |
|------|---------------|
| 泊り | 1区画につき 2,020円 |
| 日帰り | 1区画につき 1,010円 |
| シャワー | 1人1回につき 100円 |

に改

め、同表（注）第9項中「オートキャンプ場」の次に「又はキャンプ場」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から

施行する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

中城公園のキャンプ場の宿泊利用ができるようにし、新たに整備するシャワーの利用料金の基準額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

| 事業名 | 関係市町村名 | 地区名 (工種) | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担金の割合(%) |
|---------------------------------|------------|--------------------------------|-------------|------------|------------------|
| 水利施設整備事業 | 伊平屋村 | 伊平屋北部2期 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 80,000,000 | 3,600,000 | 4.50 |
| | | | 80,000,000 | 3,600,000 | |
| | | | 80,000,000 | 3,600,000 | |
| | 伊是名村 | 伊是名東部第2 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 153,000,000 | 6,885,000 | 4.50 |
| | | | 153,000,000 | 6,885,000 | |
| | | | 153,000,000 | 6,885,000 | |
| | | 伊是名中部 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 98,000,000 | 4,410,000 | 4.50 |
| | | | 98,000,000 | 4,410,000 | |
| | | | 98,000,000 | 4,410,000 | |
| | 伊江村 | 伊江東部 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 10,000,000 | 450,000 | 4.50 |
| | | | 10,000,000 | 450,000 | |
| | | | 10,000,000 | 450,000 | |
| ミースイ・唐小堀 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | | 57,000,000 | 2,565,000 | 4.50 | |
| | | 57,000,000 | 2,565,000 | | |
| | | 57,000,000 | 2,565,000 | | |
| 真謝・真西 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 66,500,000 | 2,992,500 | 4.50 | | |
| | 66,500,000 | 2,992,500 | | | |
| | 66,500,000 | 2,992,500 | | | |
| | 伊江西部 | 122,750,000 | 5,523,750 | | |

| | | | | |
|-------|---|--|---|--------------|
| | (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 122,750,000 122,750,000 | 5,523,750 5,523,750 | 4.50 |
| うるま市 | 津 堅 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 193,000,000 193,000,000 193,000,000 | 8,685,000 8,685,000 8,685,000 | 4.50 |
| 南 城 市 | 中山・志堅原 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 | 110,000,000 110,000,000 0 110,000,000 | 9,900,000 9,900,000 0 9,900,000 | 4.50 9.00 |
| | 雄樋川2期 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 | 200,000,000 200,000,000 0 200,000,000 | 18,000,000 18,000,000 0 18,000,000 | 4.50 9.00 |
| | 糸満市 真 壁 南 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 140,000,000 140,000,000 140,000,000 | 12,600,000 12,600,000 12,600,000 | 9.00 |
| | 久米島町 銭 田 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 96,413,000 96,413,000 96,413,000 | 4,338,585 4,338,585 4,338,585 | 4.50 |
| 北大東村 | 幕内3期 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 | 93,000,000 93,000,000 0 93,000,000 | 4,185,000 4,185,000 0 4,185,000 | 2.50 4.50 |
| | 南 振 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 | 26,800,000 26,800,000 0 26,800,000 | 1,206,000 1,206,000 0 1,206,000 | 2.50 4.50 |
| | 南大東村 旧 東 第 2 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 165,000,000 165,000,000 165,000,000 | 7,425,000 7,425,000 7,425,000 | 4.50 |
| | 旧 東 第 3 | 100,000,000 | 4,500,000 | |

| | | | | |
|------|---|---|--|----------------------|
| | (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 100,000,000 100,000,000 | 4,500,000 4,500,000 | 4.50 |
| | 城間第2 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 131,200,000 131,200,000 131,200,000 | 5,904,000 5,904,000 5,904,000 | 4.50 |
| 宮古島市 | 狭間 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象 | 35,000,000 0 0 0 35,000,000 35,000,000 | 1,225,000 0 0 0 1,225,000 1,225,000 | 2.50 4.50 3.50 |
| | 増原 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象 | 122,000,000 0 0 0 122,000,000 122,000,000 | 4,270,000 0 0 0 4,270,000 4,270,000 | 2.50 4.50 3.50 |
| | ウヅラ嶺 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象 | 17,000,000 0 0 0 17,000,000 17,000,000 | 595,000 0 0 0 595,000 595,000 | 2.50 4.50 3.50 |
| | 西中底原 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象 | 267,300,000 265,800,000 209,800,000 56,000,000 1,500,000 1,500,000 | 7,817,500 7,765,000 5,245,000 2,520,000 52,500 52,500 | 2.50 4.50 3.50 |
| | 上区西 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) | 51,200,000 10,000,000 8,600,000 1,400,000 41,200,000 | 1,720,000 278,000 215,000 63,000 1,442,000 | 2.50 4.50 |

| | | | | |
|-------|-----------------------|---------------|-------------|------|
| | 農家負担対象 | 41,200,000 | 1,442,000 | 3.50 |
| | 下 南 (畑地かんがい) | 112,000,000 | 4,360,000 | |
| | 農家負担対象 | 112,000,000 | 4,360,000 | |
| | 農家負担対象 | 34,000,000 | 850,000 | 2.50 |
| | 農家負担対象外 | 78,000,000 | 3,510,000 | 4.50 |
| | 真 良 瀬 嶺 (畑地かんがい) | 57,000,000 | 2,565,000 | |
| | 農家負担対象 | 57,000,000 | 2,565,000 | |
| | 農家負担対象 | 0 | 0 | 2.50 |
| | 農家負担対象外 | 57,000,000 | 2,565,000 | 4.50 |
| | 魚 口 (畑地かんがい) | 74,000,000 | 3,330,000 | |
| | 農家負担対象 | 74,000,000 | 3,330,000 | |
| | 農家負担対象 | 0 | 0 | 2.50 |
| | 農家負担対象外 | 74,000,000 | 3,330,000 | 4.50 |
| | 前 原 (畑地かんがい) | 60,000,000 | 2,700,000 | |
| | 農家負担対象 | 60,000,000 | 2,700,000 | |
| | 農家負担対象 | 0 | 0 | 2.50 |
| | 農家負担対象外 | 60,000,000 | 2,700,000 | 4.50 |
| 石 垣 市 | 大 座 (畑地かんがい) | 102,000,000 | 4,590,000 | |
| | 農家負担対象外 | 102,000,000 | 4,590,000 | 4.50 |
| | 大 浜 (畑地かんがい) | 310,000,000 | 13,950,000 | |
| | 農家負担対象外 | 310,000,000 | 13,950,000 | 4.50 |
| | 大 里 ・ 星 野 (畑地かんがい) | 90,000,000 | 4,050,000 | |
| | 農家負担対象外 | 90,000,000 | 4,050,000 | 4.50 |
| 竹 富 町 | 上 原 1 期 (畑地かんがい) | 110,000,000 | 4,950,000 | |
| | 農家負担対象外 | 110,000,000 | 4,950,000 | 4.50 |
| | 合 計 | 3,250,163,000 | 159,292,335 | |

| | | | | | | |
|----------|--------|-------------|-------------|------------|-------|-------|
| 農地整備事業 | 読谷村 | 瀬名波 | 91,000,000 | 8,190,000 | | |
| | | (区画整理) | 91,000,000 | 8,190,000 | | |
| | | 農家負担対象 | 91,000,000 | 8,190,000 | 9.00 | |
| | | (畑地かんがい) | 0 | 0 | | |
| | | | 農家負担対象 | 0 | 0 | 9.00 |
| | 南城市 | 吉富 | 200,000,000 | 21,000,000 | | |
| | | (畑地かんがい) | 200,000,000 | 21,000,000 | | |
| | | 農家負担対象 | 0 | 0 | 6.00 | |
| | | 農家負担対象外 | 200,000,000 | 21,000,000 | 10.50 | |
| | | | (農道) | 0 | 0 | |
| | | | 農家負担対象外 | 0 | 0 | 10.50 |
| | 糸満市 | 喜屋武第3 | 1,000,000 | 75,500 | | |
| | | (区画整理) | 1,000,000 | 75,500 | | |
| | | 農家負担対象 | 1,000,000 | 75,500 | 7.55 | |
| | | (畑地かんがい) | 0 | 0 | | |
| | | 農家負担対象外 | 0 | 0 | 10.50 | |
| | | 福地第1 | 264,000,000 | 19,932,000 | | |
| | | (区画整理) | 264,000,000 | 19,932,000 | | |
| 農家負担対象 | | 264,000,000 | 19,932,000 | 7.55 | | |
| (畑地かんがい) | | 0 | 0 | | | |
| | | 農家負担対象外 | 0 | 0 | 10.50 | |
| 糸満市 | 真壁東第2 | 92,560,000 | 6,988,280 | | | |
| | (区画整理) | 92,560,000 | 6,988,280 | | | |
| | 農家負担対象 | 92,560,000 | 6,988,280 | 7.55 | | |
| | | (畑地かんがい) | 0 | 0 | | |
| | | 農家負担対象外 | 0 | 0 | 10.50 | |
| 宮古島市 | 上地中部 | 48,000,000 | 3,600,000 | | | |
| | (区画整理) | 48,000,000 | 3,600,000 | | | |
| | 農家負担対象 | 48,000,000 | 3,600,000 | 7.50 | | |
| 宮古島市 | 下南 | 129,000,000 | 9,675,000 | | | |
| | (区画整理) | 129,000,000 | 9,675,000 | | | |
| | 農家負担対象 | 129,000,000 | 9,675,000 | 7.50 | | |
| | | 真良瀬嶺 | 150,000,000 | 11,250,000 | | |

| | | | | |
|------|--------------------------|---|--|------|
| | (区画整理) 農家負担対象 | 150,000,000 150,000,000 | 11,250,000 11,250,000 | 7.50 |
| | 前原 (区画整理) 農家負担対象 | 189,000,000 189,000,000 189,000,000 | 14,175,000 14,175,000 14,175,000 | 7.50 |
| | 上区東 (区画整理) 農家負担対象 | 167,000,000 167,000,000 167,000,000 | 12,525,000 12,525,000 12,525,000 | 7.50 |
| | 佐事川 (区画整理) 農家負担対象 | 193,000,000 193,000,000 193,000,000 | 14,475,000 14,475,000 14,475,000 | 7.50 |
| | 西原第4 (区画整理) 農家負担対象 | 160,000,000 160,000,000 160,000,000 | 12,000,000 12,000,000 12,000,000 | 7.50 |
| | 宮積 (区画整理) 農家負担対象 | 156,000,000 156,000,000 156,000,000 | 11,700,000 11,700,000 11,700,000 | 7.50 |
| | 長北 (区画整理) 農家負担対象 | 60,000,000 60,000,000 60,000,000 | 4,500,000 4,500,000 4,500,000 | 7.50 |
| | ツング (区画整理) 農家負担対象 | 8,000,000 8,000,000 8,000,000 | 600,000 600,000 600,000 | 7.50 |
| | 高阿良後 (区画整理) 農家負担対象 | 9,000,000 9,000,000 9,000,000 | 675,000 675,000 675,000 | 7.50 |
| | 屋敷原 (区画整理) 農家負担対象 | 60,000,000 60,000,000 60,000,000 | 4,500,000 4,500,000 4,500,000 | 7.50 |
| 多良間村 | 種子川 | 182,000,000 | 14,560,000 | |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|--|
| | (区画整理) 農家負担対象 | 182,000,000 182,000,000 | 14,560,000 14,560,000 | 8.00 | |
| | 安嘉応原 (区画整理) 農家負担対象 | 60,000,000 60,000,000 60,000,000 | 4,800,000 4,800,000 4,800,000 | 8.00 | |
| 石垣市 | 大座 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外 | 112,000,000 112,000,000 112,000,000 0 | 5,040,000 5,040,000 5,040,000 0 | 4.50 8.50 | |
| | 米節東 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外 (畑地かんがい) 農家負担対象外 | 13,867,000 13,867,000 13,867,000 0 0 0 | 624,015 624,015 624,015 0 0 0 | 4.50 8.50 8.50 | |
| | 伊野田北 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外 | 430,000,000 430,000,000 430,000,000 0 | 27,950,000 27,950,000 27,950,000 0 | 6.50 8.50 | |
| | 伊野田中 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外 | 49,000,000 49,000,000 49,000,000 0 | 3,185,000 3,185,000 3,185,000 0 | 6.50 8.50 | |
| | 竹富町 | 南風田 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外 | 92,000,000 92,000,000 92,000,000 0 | 5,060,000 5,060,000 5,060,000 0 | 5.50 8.50 |
| | | 与那国町 | 南帆安 (区画整理) 農家負担対象外 (水田かんがい) 農家負担対象外 | 200,000,000 200,000,000 200,000,000 0 0 | 17,000,000 17,000,000 17,000,000 0 0 |

| | | | | | |
|--------------|----------|-------------|---------------|-------------|------|
| | | 島 仲 | 1,000,000 | 85,000 | |
| | | (区画整理) | 1,000,000 | 85,000 | |
| | | 農家負担対象外 | 1,000,000 | 85,000 | 8.50 |
| | | 合 計 | 3,117,427,000 | 234,164,795 | |
| 農地保全整備 事業 | 南大東村 | 旧幕下第5 | 145,573,000 | 6,805,110 | |
| | | (農地侵食防止) | 98,219,000 | 4,910,950 | |
| | | 農家負担対象外 | 98,219,000 | 4,910,950 | 5.00 |
| | | (区画整理) | 47,354,000 | 1,894,160 | |
| | | 農家負担対象 | 47,354,000 | 1,894,160 | 4.00 |
| | | 農家負担対象外 | 0 | 0 | 8.50 |
| | 石垣市 | みやらがわ第6 | 10,000,000 | 500,000 | |
| | | (防風施設) | 10,000,000 | 500,000 | |
| | | 農家負担対象外 | 10,000,000 | 500,000 | 5.00 |
| | | 川 原 | 121,591,000 | 5,828,080 | |
| | | (農地侵食防止) | 71,297,000 | 3,564,850 | |
| | | 農家負担対象外 | 71,297,000 | 3,564,850 | 5.00 |
| | | (畑地かんがい) | 50,294,000 | 2,263,230 | |
| | | 農家負担対象外 | 50,294,000 | 2,263,230 | 4.50 |
| | 星 野 | 111,570,000 | 9,483,450 | | |
| | (農地侵食防止) | 0 | 0 | | |
| | 農家負担対象外 | 0 | 0 | 5.00 | |
| | (区画整理) | 111,570,000 | 9,483,450 | | |
| | 農家負担対象外 | 111,570,000 | 9,483,450 | 8.50 | |
| | 大 里 | 73,977,000 | 3,698,850 | | |
| | (農地侵食防止) | 73,977,000 | 3,698,850 | | |
| | 農家負担対象外 | 73,977,000 | 3,698,850 | 5.00 | |
| | 合 計 | 462,711,000 | 26,315,490 | | |
| ため池等整備 事業 | 名護市 | 真 喜 屋 | 113,922,000 | 9,113,760 | |
| | | (土砂崩壊防止) | 113,922,000 | 9,113,760 | |
| | | 農家負担対象外 | 113,922,000 | 9,113,760 | 8.00 |
| | 合 計 | 113,922,000 | 9,113,760 | | |

| | | | | | | |
|---|------|---|----------|------------|-----------|------|
| 農業基盤整備 促進事業 | 大宜味村 | 押 | 川 | 40,000,000 | 3,600,000 | 9.00 |
| | | | (農業用排水路) | 40,000,000 | 3,600,000 | |
| | | | 農家負担対象外 | 40,000,000 | 3,600,000 | |
| | 合 計 | | | 40,000,000 | 3,600,000 | |
| <p>事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。</p> | | | | | | |

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

農地整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

| 関係村名 | 地区名 | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担 金の割合 (%) |
|--|-------|-------------|------------|-----------------------|
| 北大東村 | 大池 | 15,000,000 | 1,275,000 | 8.50 |
| | 黒部・見張 | 70,000,000 | 5,950,000 | 8.50 |
| | 沖上 | 75,000,000 | 6,375,000 | 8.50 |
| 合計 | | 160,000,000 | 13,600,000 | |
| 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。 | | | | |

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉城 康裕

理由

農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

水利施設整備事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

| 関係市町村名 | 地区名 | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担 金の割合 (%) |
|--|--------|-------------|------------|-----------------------|
| 読谷村 | 本島中部第1 | 82,000,000 | 7,380,000 | 9.00 |
| 久米島町 | 具志川南部 | 70,105,000 | 6,309,450 | 9.00 |
| 石垣市 | 大浦川 | 50,000,000 | 1,250,000 | 2.50 |
| 合 計 | | 202,105,000 | 14,939,450 | |
| 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。 | | | | |

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

水質保全対策事業により利益を受ける関係市村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

| 関係市村名 | 地区名 | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担 金の割合 (%) |
|--|--------|-------------|------------|-----------------------|
| 大宜味村 | 大保 | 100,000,000 | 12,500,000 | 12.50 |
| 宜野座村 | 宜野座村第6 | 135,000,000 | 16,875,000 | 12.50 |
| 伊是名村 | 伊是名村第2 | 220,000,000 | 22,000,000 | 10.00 |
| 糸満市 | 糸満市第4 | 60,000,000 | 7,500,000 | 12.50 |
| 石垣市 | 新川第4 | 30,000,000 | 3,000,000 | 10.00 |
| 合 計 | | 545,000,000 | 61,875,000 | |
| 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。 | | | | |

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

通作条件整備事業により利益を受ける関係市に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

| 関係市名 | 地区名 | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担 金の割合 (%) |
|--|------|-------------|------------|-----------------------|
| 石垣市 | 石垣2期 | 150,000,000 | 7,500,000 | 5.00 |
| 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。 | | | | |

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉城 康裕

理由

通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業基盤整備促進事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

| 関係村名 | 地区名 | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担 金の割合 (%) |
|------|------|------------|------------|-----------------------|
| 読谷村 | 読谷第1 | 6,000,000 | 600,000 | 10.00 |

事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業水路等長寿命化・防災減災事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

| 関係市町村名 | 地区名 | 事業費 (円) | 負担金 (円) | 事業費に対する負担 金の割合 (%) |
|---|--------|-------------|------------|-----------------------|
| 名護市 | 真喜屋 | 15,434,000 | 1,389,060 | 9.00 |
| 今帰仁村 | 真喜屋 | 4,791,000 | 431,190 | 9.00 |
| 伊江村 | 寺前 | 42,250,000 | 3,802,500 | 9.00 |
| うるま市 | 本島中部第2 | 152,650,000 | 13,738,500 | 9.00 |
| | 本島中部第3 | 41,000,000 | 3,690,000 | 9.00 |
| 南城市 | 仲程 | 10,318,000 | 928,620 | 9.00 |
| 南大東村 | 幕上東 | 61,500,000 | 5,535,000 | 9.00 |
| 多良間村 | 塩川高穴 | 81,178,000 | 7,306,020 | 9.00 |
| 竹富町 | 波照間1号 | 4,000,000 | 360,000 | 9.00 |
| 合 計 | | 413,121,000 | 37,180,890 | |
| <p>事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。</p> | | | | |

令和5年9月26日提出

理 由

農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

那覇港管理組合規約の一部変更について

那覇港管理組合規約の一部を変更することについて、那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求める。

那覇港管理組合規約の一部を変更する規約

那覇港管理組合規約（平成14年那覇港管理組合告示第1号）の一部を次のように変更する。

第17条第3項中「臨港道路浦添1号線の一部」を「交流厚生用地の一部（マリーナ用地）」に改める。

附 則

この規約は、組織団体の協議書締結の日から施行する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

那覇港管理組合規約の一部を変更することについて、那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金7,401,223円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和4年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金16,189,991円の全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和4年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第 1 号

令和 4 年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 4 年度沖縄県病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 26 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第2号

令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度沖縄県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第3号

令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第4号

令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年9月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

